市立幼保施設のあり方に関する方針

令和３年８月

袖ケ浦市

目次

1. はじめに 1
(1)方針策定の背景 1
(2)方針の目的 2
(3)方針の対象施設 2
(4)本方針の位置付け 2
(5)他計画との関係 3
2. 幼児教育・保育の現状 4
(1)市内の幼児教育・保育施設(令和3年4月現在) 4
(2)未就学児童数及び教育・保育サービス受給者数の推移 5
(3)市立保育所及び幼稚園の入所状況 7
(4)保育所入所待ち児童数及び待機児童数の推移 8
3. 幼児教育・保育の推進 9
(1)第三期袖ケ浦市教育ビジョン(袖ケ浦市教育振興基本計画) 9
(2)袖ケ浦市幼児教育カリキュラム 10
(3)袖ケ浦市子育て応援プラン(第2期) 10
4. 幼児教育・保育の見込み 11
(1)子育て応援プランに基づく令和6年度までの保育ニーズ見込み 11
(2)将来の幼児教育・保育量の見込み 11
5. 幼児教育・保育施設の状況及び費用負担 13
(1)子育て応援プラン(第2期)に基づく今後の保育所整備計画 13
(2)市立幼児教育・保育施設の現況 14
(3)保育施設の整備等に係る市の費用負担について 15
(4)幼児教育施設の整備等に係る市の費用負担について 16
(5)袖ケ浦市の財政動向 16
6. 幼児教育・保育施設に関する課題 17
(1)市立幼児教育・保育施設における共通の課題 17

（2）臨海部（昭和地区・長浦地区）における課題 18
（3）内陸部（根形地区・平川地区）における課題 18
7. 市立幼児教育・保育施設の基本的な考え方 19
（1）幼児期における教育・保育環境の向上 19
（2）幼児教育・保育ニーズの変化への対応 20
（3）多様な子育て支援と将来のまちづくりへの対応.....21
8. 市立幼児教育・保育施設のあり方に関する方針 22

1. はじめに

(1)方針策定の背景

国は、出生率の低下による少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化により子育てに不安を覚える家庭の増加、仕事と子育てを両立できる環境整備などの課題に対し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。また、平成30年4月に施行された保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂により、保育所、幼稚園、認定こども園は「3歳児以上の幼児教育を行う施設」として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通化されました。

本市における小学校就学前の子どもの教育・保育の場は、幼児を対象に教育を行う幼稚園については市立幼稚園2園を整備し、また、保護者の就労等の事情により保育を必要とする子どもを対象とする保育所については、市内5地区にそれぞれ市立保育所を整備し、臨海部の私立幼稚園・保育園とともに長らく幼児教育・保育を担ってきました。

市では、平成28年3月に「袖ケ浦市の幼児教育・保育の取組みについて」を策定し、入所率が低下している市立幼稚園については、1園体制として幼児教育を継続すること、人口増加が予想される昭和地区において、認定こども園整備により多様な保育サービスを提供することなどの取組を実施してきました。その後も、袖ケ浦駅海側地区のほか各地での宅地開発による子育て世代の増加や、幼児教育・保育無償化によって増加を続ける保育需要に対し、民間事業者による保育施設の整備を進め、待機児童の解消に努めているところです。

その一方で、市立の幼稚園・保育所は昭和50年代に建設された施設が多く、老朽化の対応が課題となっており、効率的・効果的な対応が重要となっています。市では、公共施設の老朽化に伴う更新時期の集中や、人口減少及び少子高齢化による利用需要の変化等の課題に対して、平成28年8月に「袖ケ浦市公共施設等総合管理計画」を策定し、すべての公共施設等を対象として、その適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで将来にわたって行政サービスを提供するための取組を進めています。

(2)方針の目的

幼児教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであることから、適正なサービスの提供はもとより、社会環境の変化に伴い多様化する保護者のニーズや地域の特性に対応するため、魅力ある子育て拠点としての役割を、幼児教育・保育施設が連携して推進する必要があります。

更に、公共施設の適切なマネジメントの観点から、将来の世代に過大な負担を残すことなく、行政サービスの水準を維持し、住民福祉の向上を図るため、市立の幼児教育・保育施設の今後の方向性について、基本となる方針を定めるものです。

(3)方針の対象施設

本方針の対象となるのは、市立保育所及び幼稚園の計6施設です。

地区	施設名	種別	定員(人)	建築年
昭和地区	福王台保育所	保育所	120	昭和51年
長浦地区	久保田保育所	保育所	120	昭和52年
根形地区	根形保育所	保育所	120	昭和58年
平川地区	平川保育所	保育所	90	平成6年
	吉野田保育所	保育所	90	昭和51年
	中川幼稚園	幼稚園	210	昭和53年

本市の多くの計画においては、市内を5地区(昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡地区)に分けて施策の展開を行っていますが、本方針では、人口や日常生活圏域、生活実態、教育・保育施設の整備状況等から、「平岡地区」と「中川・富岡地区」を合わせて「平川地区」とし、市内を4地区に区分して教育・保育サービスの提供体制の整備を行います。

(4)本方針の位置付け

本方針は、市立の幼稚園・保育所の今後の方向性について、対象施設が更新時期を迎える10年～20年後までを見据えて定めるものであり、各施設の具体的な整備等については、地区ごとに整備計画を別途策定するものとします。

（5）他計画との関係

本指針は、本市の子ども・子育て施策の総合的指針となる「袖ケ浦市子育て応援プラン〔第2期〕（令和2年3月策定）」で定めた、計画期間（令和2年度から令和6年度の5年間）に必要となる教育・保育の量の見込みの推計及び対応する定員の確保方策を勘案するほか、本市のまちづくりにおける最上位計画である「袖ケ浦市総合計画」等と整合を図ります。

①袖ケ浦市総合計画〔前期基本計画〕（令和2年6月策定）

重点的取組1 “誰もが活躍するまち”の実現

・子育て・教育環境の充実

・子育て支援として、必要な保育施設や保育士を確保しながら、多彩な保育サービスの充実に取り組むとともに、幼保連携を推進します。また、特色ある教育を推進し、子ども達の「生きる力」を育むとともに、子どもたちの健全な成長を促します。

②第2期袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）

基本目標1 ～結婚・出産・子育ての希望がかなうまち 袖ケ浦～

・幼児期の教育・保育の充実

・待機児童の早期解消を図るため、私立保育施設の開設を支援し、保育サービス量を確保します。また、核家族化の進行や共働き世帯の増加、交通網の整備に伴う保護者の通勤範囲の拡大など、就業形態の多様化が今後も進展することが見込まれるため、多様化する保育ニーズに応えるサービスの展開など、引き続き、幼児教育・保育の質の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

③袖ケ浦市公共施設等総合管理計画（平成28年8月策定）

施設類型ごとの管理に関する基本方針

・②児童施設（保育所・児童館・放課後児童クラブ）

・子ども・子育て支援事業計画を踏まえた幼保の連携や一体的な運営を推進します。また、引き続き指定管理者等による民間事業者の能力を活用した管理運営を実施します。

④袖ケ浦市第7次行政改革大綱 （令和2年3月策定）

○ 袖ケ浦市第7次行政改革大綱アクションプラン

〈第1の柱〉将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

・市立保育所・幼稚園のあり方の検討

・現状の人口分布や将来推計、また施設の管理運営状況等をも考慮した将来的展望を検討し、計画的な対応を実施していくことで、多様なニーズに応える保育サービスを継続的に提供することが可能となり、未来を見据えた子育て環境の構築が実現できる。

2. 幼児教育・保育の現状

(1)市内の幼児教育・保育施設(令和3年4月現在)

地区	市立			私立			
	幼稚園	保育所	地域型保育※	幼稚園	保育園	認定こども園	地域型保育※
昭和		1	1		4	1	2
長浦		1		2	3		2
根形		1					
平川	1	2					
合計	1	5	1	2	7	1	4

※地域型保育:小規模保育、事業所内保育、家庭的保育

(2)未就学児童数及び教育・保育サービス受給者数の推移

①未就学児童数(4月1日現在)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
未就学児童数(人)	3,158	3,220	3,227	3,407	3,477	3,540	3,633

- 未就学児(0～5歳児)の数は、袖ケ浦駅海側地区における子育て世代の転入などにより、平成27年度から令和3年度までの6年間で475人(約15%)の増となっています。

②教育・保育サービス受給者数の長期推移

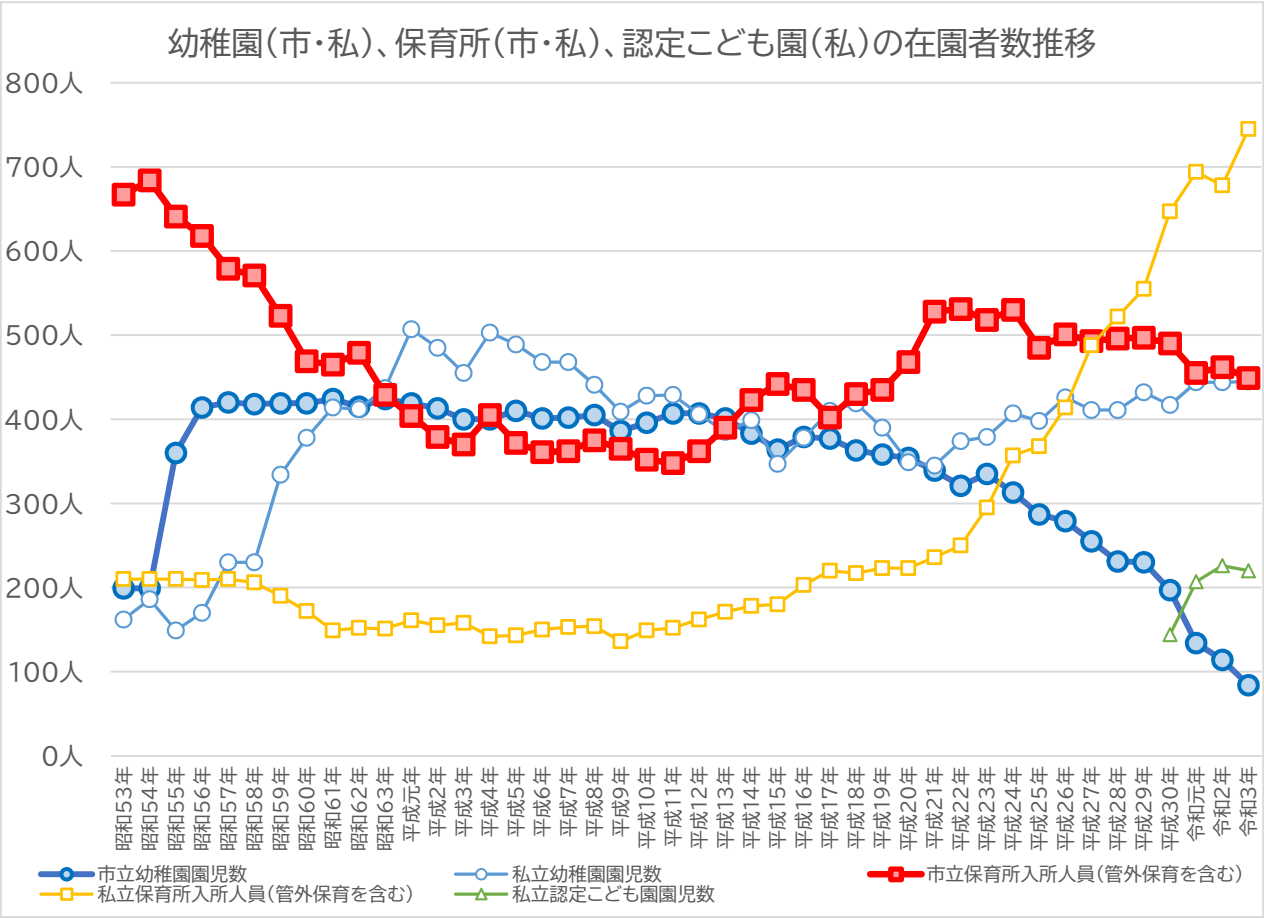

参考:「千葉県統計白書」「袖ケ浦の教育」

- 幼稚園・保育所整備が一段落した昭和60年頃から、各施設とも在園者は横ばいの状況でしたが、平成10年頃から保育所のニーズが増加し、近年の私立保育園整備によって、現在は私立保育園を利用する児童が最も多くなっています。

- 保育所のニーズが増加するにつれ、市立幼稚園は園児数が大きく減少しています。

③直近の教育施設入所児童数

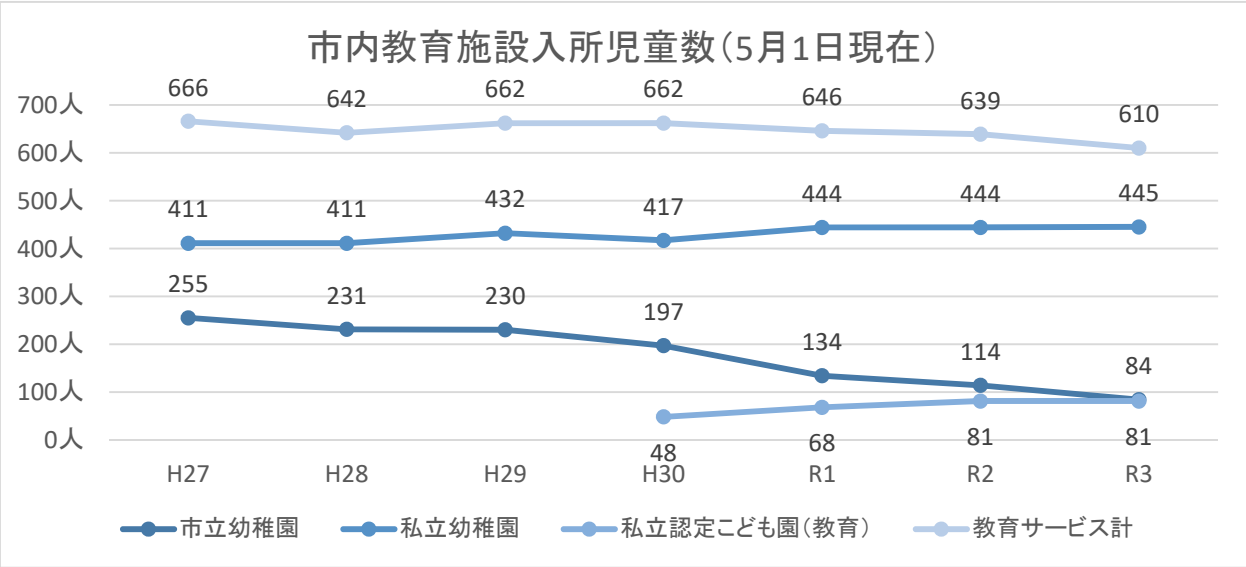

- 教育施設（幼稚園及び認定こども園の教育認定）の総入所児童数は、この6年間、横ばいから微減で推移しています。このうち、私立幼稚園や認定こども園（教育認定）は増加しているものの、市立幼稚園の入所児童数は減少が続いています。

④直近の保育施設入所児童数

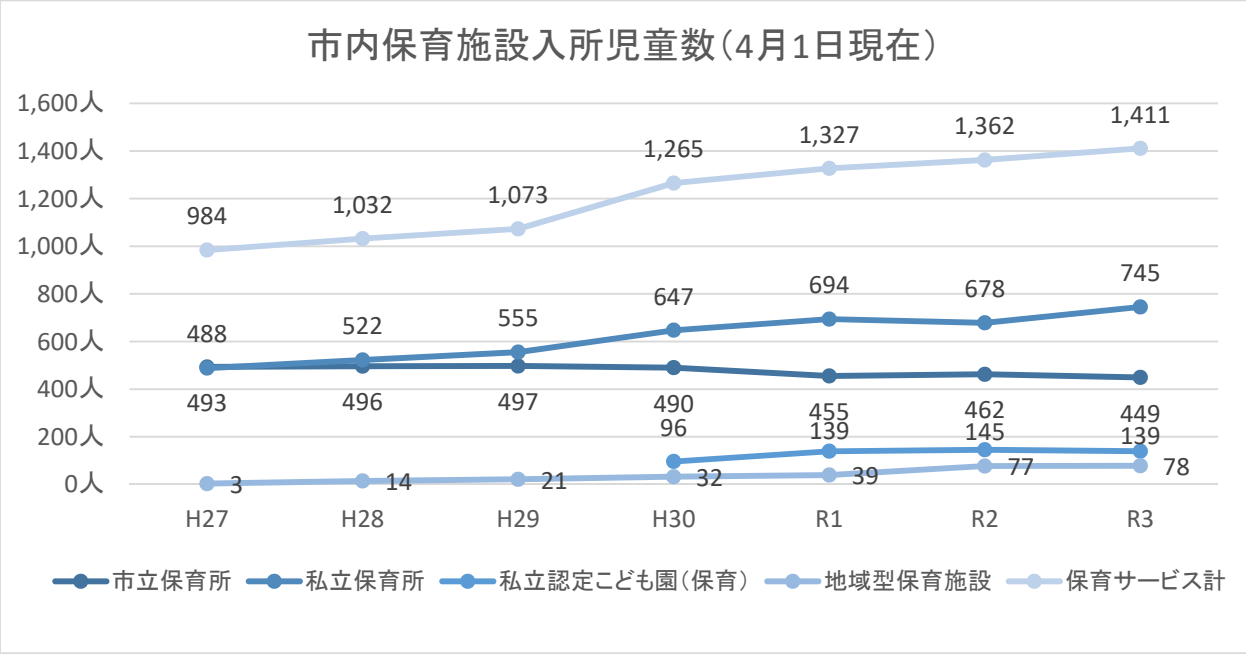

- 保育施設（保育所・認定こども園の保育認定・地域型保育）の入所児童数は、平成27年度から令和3年度の6年間で427人（約43％）の増となっています。民間事業者による施設整備により、私立の保育所・認定こども園・地域型保育施設などの入所者数が増加している一方、市立保育所の入所者数は横ばいから微減で推移しています。

(3)市立保育所及び幼稚園の入所状況

区分		定員	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
保育所	福王台保育所	120	123	126	121	120	114	120	115
			102.5%	105.0%	100.8%	100.0%	95.0%	100.0%	95.8%
	久保田保育所	120	114	126	128	119	106	114	104
			95.0%	105.0%	106.7%	99.2%	88.3%	95.0%	86.7%
	根形保育所	120	109	101	106	107	93	88	88
			90.8%	84.2%	88.3%	89.2%	77.5%	73.3%	73.3%
	平川保育所	90	73	70	67	66	70	69	71
			81.1%	77.8%	74.4%	73.3%	77.8%	76.7%	78.9%
	吉野田保育所	90	74	73	75	78	72	71	71
			82.2%	81.1%	83.3%	86.7%	80.0%	78.9%	78.9%
幼稚園	今井幼稚園	210	175	157	153	126			
			83.3%	74.8%	72.9%	60.0%			
	中川幼稚園	210	80	74	77	71	134	114	84
			38.1%	35.2%	36.7%	33.8%	63.8%	54.3%	40.0%

※ 各年度とも保育所は４月１日、幼稚園は５月１日現在。上段は入所者数、下段は入所率

- 市立保育所のうち、人口の多い昭和地区の福王台保育所、長浦地区の久保田保育所は100%に近い入所率になっています。
- 根形保育所は市立保育所で唯一、一時預かりを実施しているものの、定員に対して70%程度の入所率となっています。また、平川保育所及び吉野田保育所では、4～5歳児のクラスが定員に達していないことから、80%前後の入所率となっています。
- 保育所の入所については、年度後半に向けて入所者数が増加する傾向にあります。
- 市立幼稚園は令和元年度に今井幼稚園を中川幼稚園へ統合しましたが、入所率は減少しています。

(4)保育所入所待ち児童数及び待機児童数の推移

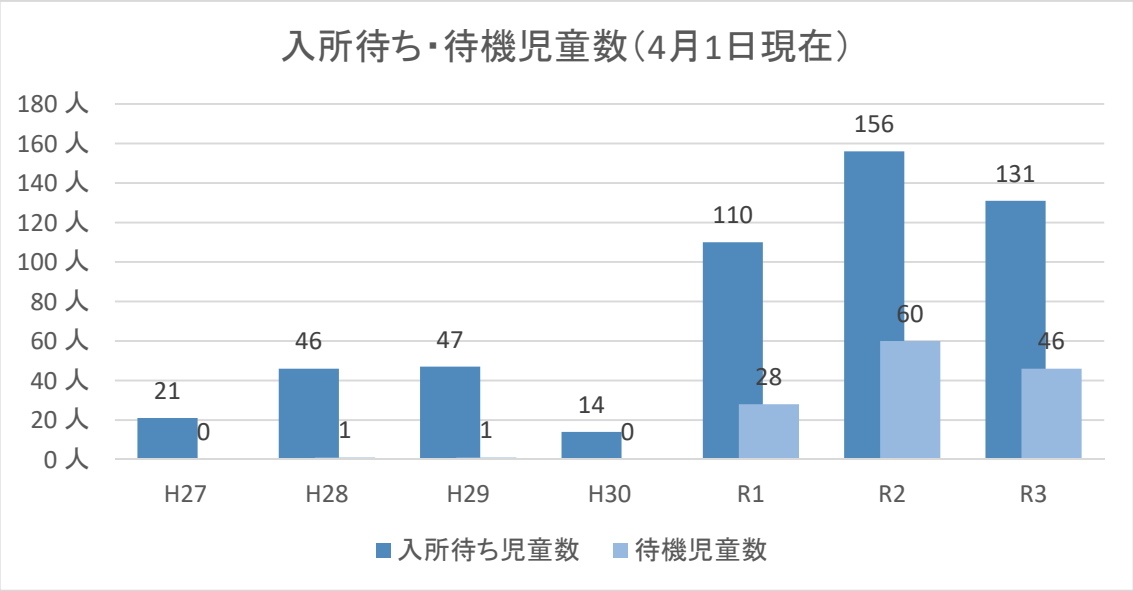

- 本市では、袖ケ浦駅海側地区をはじめとした子育て世帯の転入により保育ニーズが急増しており、私立認可保育所や私立幼保連携型認定こども園などを整備してきたところです。令和3年4月時点では、新たな私立保育施設の開所による改善が見られ、保育所の入所待ち児童数は131人に減少し、入所待ち児童数から特定の保育所のみを希望している児童や、保護者が育児休業中の児童などを除外した、いわゆる国基準の待機児童数も46人に減少しました。

- 急増する入所待ち児童への対策として、令和3年度中に私立認可保育所2園及び小規模保育所2園の整備を支援し、令和4年4月までに238人分の保育定員を新たに確保することとしています。

（参考） 令和３年度～令和４年度開設予定の保育施設

施設名称	施設種別	地区	定員	開設時期(予定)
スクルドエンジェル保育園神納園	認可保育所	昭和	70人	令和3年10月
アレッタ袖ケ浦園	小規模保育	昭和	19人	令和3年10月
(仮)スクルドエンジェル保育園 袖ケ浦園Ⅲ	小規模保育	昭和	19人	令和3年12月
(仮)クニナ袖ケ浦保育園	認可保育所	昭和	130人	令和4年　4月

3. 幼児教育・保育の推進

(1)第三期袖ケ浦市教育ビジョン(袖ケ浦市教育振興基本計画)

将来を担う子どもには、今後も様々に変化していく社会の中で、明日に夢を抱き、その実現に向け力強く未来を切り拓いていく「生きる力」と人としての優しさを兼ね備えた「心の豊かさ」が必要だと考えます。

袖ケ浦市教育委員会では、「未来を創る　心豊かで　いきいきとした　人づくり」を基本目標とした、令和3年度を初年度とする「第三期袖ケ浦市教育ビジョン(袖ケ浦市教育振興基本計画)」を策定し、基本目標を実現するための4つの目標のうち、子どもに関する目標を「心豊かな　たくましい子どもの育成を支援します」としています。

○「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進

第三期袖ケ浦市教育ビジョンでは、令和3年度から7年度までの5年間を通じて取り組む施策(前期計画)における幼児教育の推進について定めました。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も大切な時期であるため、幼児教育においては、一人ひとりの発達の段階に応じ、生活や遊びの場を通じて、健やかな心と体を育み、道徳心を芽生えさせるなど、「生きる力」の基礎を培うことが求められていることから、「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進として以下の施策を推進します。

①幼児教育の充実と特色ある幼稚園づくりの推進

- 「生きる力」の基礎を培う遊びや生活の充実
- 「袖ケ浦市幼児教育カリキュラム」に基づいた幼児教育の充実
- 「カリキュラムマネジメント」による特色ある幼稚園づくりの推進
- 専門機関および関係機関との連携

②幼稚園と保育所の横の連携と小学校とのなめらかな接続の推進

- 縦横の連携を踏まえた行事等における子ども同士の交流促進
- 相互保育参観や合同研修会、情報交換会を活用した教職員相互の連携促進
- 「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」を生かした幼小の円滑な接続
- 保育・幼児教育の連携の検討

③幼稚園における子育て支援体制の充実

- 多様なニーズに応える子育て支援体制の充実と活性化
- 各種便り、ホームページ、ポータルサイトによる子育て環境の提供を拡充

(2)袖ケ浦市幼児教育カリキュラム

平成28年3月の「袖ケ浦市の幼児教育・保育の取組みについて」において、「各施設における一貫性のある幼児教育・保育を提供するため、市立幼稚園・保育所共通の幼児教育カリキュラムの作成に取り組み、幼児教育・保育の質の向上や小学校との円滑な接続等を目指す」とされています。

この取組を踏まえ、より質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、幼保連携の強化、更には小学校への滑らかな接続を目指し、保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園における共通的な幼児教育・保育の内容に関する全体的な教育の指針として、平成29年11月に「袖ケ浦市幼児教育カリキュラム」を策定しました。

本カリキュラムでは、「知識・技能の基礎を身に付けた子ども」「思考力・判断力・表現力等の基礎を身に付けた子ども」「学びに向かう力・人間性等の基礎を身に付けた子ども」の3つの視点を元に、袖ケ浦市の育てたい子どもの姿として「生きる力の基礎を身に付けた子ども」を目標に掲げ、袖ケ浦市に在住する全ての幼児が、乳幼児期にふさわしい経験を確実に積み重ねて小学校に入学できるようにすることを目的としています。

(3)袖ケ浦市子育て応援プラン(第2期)

本市における今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、令和2年3月に「袖ケ浦市子育て応援プラン(第2期)」を策定しました。

子育て応援プランにおいては、計画期間(令和2年度から令和6年度までの5年間)に必要となる教育・保育の量の見込みの推計及び対応する定員の確保方策のほか、教育・保育の一体的提供及び推進体制について、以下のように定めています。

○教育・保育の一体的提供及び推進体制(抜粋)

幼児期の教育・保育は、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、増加する保育ニーズに対応するため、私立認可保育所及び小規模保育事業等を中心とした整備を進めていきますが、保育所(園)の利用率が高く定員数を上回っている一方、幼稚園の利用者が定員を下回っていることから、認定こども園への移行・新設の促進、公立の幼児教育・保育施設のあり方検討などにより、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

4. 幼児教育・保育の見込み

(1)子育て応援プランに基づく令和6年度までの保育ニーズ見込み

		子育て応援プラン(第1期)					子育て応援プラン(第2期)				
4月1日		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
児童数	計画	3,176	3,176	3,249	3,275	3,304	3,449	3,482	3,432	3,415	3,369
	実績	3,158	3,220	3,227	3,407	3,477	3,540	3,633			
申込者数(保育ニーズ)	計画	1,209	1,203	1,225	1,235	1,247	1,612	1,657	1,659	1,675	1,678
	実績	980	1,044	1,130	1,288	1,459	1,563	1,595			

(2)将来の幼児教育・保育量の見込み

①総人口の推計(袖ケ浦市総合計画より)

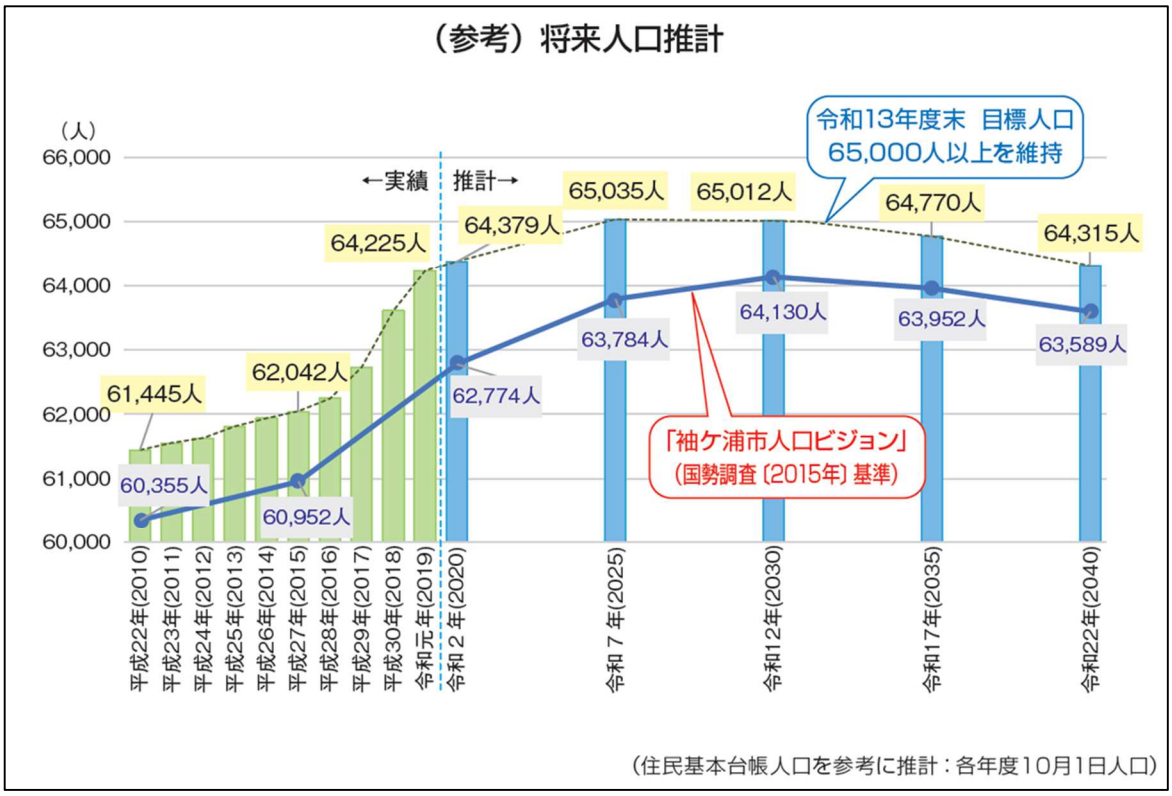

- 令和2年3月に策定した「袖ケ浦市総合計画(基本構想)」では、最新の人口動向や市を取り巻く状況等を踏まえて、将来の目標人口を推計しています。また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口の将来展望をまとめた「袖ケ浦市人口ビジョン」を策定しています。

②地区別人口の推計（袖ケ浦市人口ビジョン2019年度版参照）

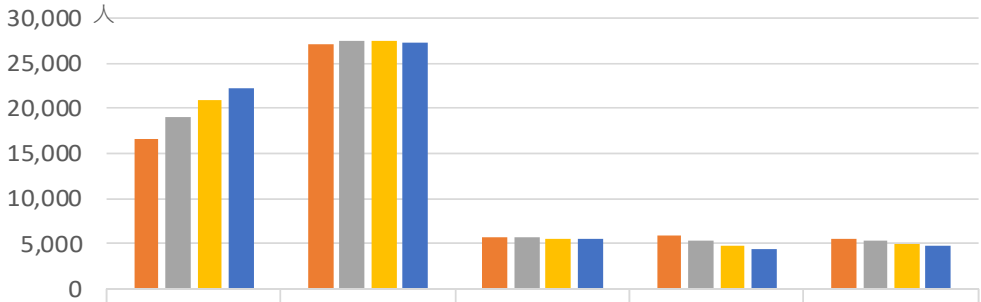

	昭和地区	長浦地区	根形地区	平岡地区	中川・富岡地区
2015年	16,563	27,149	5,819	5,862	5,559
2020年	19,018	27,417	5,714	5,346	5,279
2025年	20,830	27,453	5,634	4,859	5,008
2030年	22,284	27,258	5,514	4,360	4,714

- 人口ビジョン2019年度版では、市内を昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡の5地区に分けて推計していますが、本方針においては平岡地区及び中川・富岡地区をまとめて平川地区として、昭和、長浦、根形、平川の4地区に分けて集計しています。

③幼児教育・保育量の見込み

- 近年当市の人口は増加を続けているものの、令和7年～12年頃にピークを迎えた後に、緩やかな減少局面となる見通しであり、未就学児についても減少が懸念されます。

- 地区別に見ると、子育て世代の転入が続いている昭和地区では、当面は人口増加が見込まれています。また、長浦地区及び根形地区の人口はほぼ横ばいである一方で、平岡地区や中川・富岡地区については、人口減少の傾向が続くものと見込まれています。

- 子育て応援プランの推計にあるように、未就学児が減少に転じても、子育て世帯の核家族化・共働き世帯増加により、保育需要は増加を続けるものと推計されます。一方で、幼児教育の需要は、今後、人口減少や保育需要の増加の影響を受けると考えられます。

5. 幼児教育・保育施設の状況及び費用負担

(1)子育て応援プラン(第2期)に基づく今後の保育所整備計画

区分	実績							計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
児童数	3,158	3,220	3,227	3,407	3,477	3,540	3,633	3,432	3,415	3,369
申込者数①(保育ニーズ)	980	1,044	1,130	1,288	1,459	1,563	1,595	1,659	1,675	1,678
市立保育所(定員)	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540
私立保育園(定員)	460	460	490	580	580	640	716	946	946	1,076
認定こども園(定員)	0	0	0	150	150	150	150	150	150	150
地域型保育(定員)	5	5	24	44	44	82	82	120	120	120
保育定員合計②	1,005	1,005	1,054	1,314	1,314	1,412	1,488	1,756	1,756	1,886
ニーズと定員の差(②-①)	25	▲39	▲76	26	▲45	▲151	▲107	97	81	208

※各年度とも4月1日時点

- 平成27年度に1,005人だった保育定員は、私立保育施設の整備を支援することにより、令和3年度時点で1,488人まで増加しています。しかし、保育の申込者数は980人から1,595 人と、定員を上回るペースで増加していることから、保育所入所待ち児童数が生じています。

- 平成27年4月時点では公立保育所の定員540人に対して私立保育園の定員は460人ですが、子育て応援プラン(第2期)の計画終期である令和6年度には、公立540人に対して私立の定員は1,076人まで増加すると見込んでいます。

- 令和2年3月に策定した「袖ケ浦市子育て応援プラン(第2期)」では、令和6年度までに必要とされる保育量を推計し、計画初年度である令和2年度時点で1,412人であった保育定員を、令和6年度には1,886人まで拡大するため、私立保育施設の整備を推進するとともに、既存施設の定員見直しや、保育士確保による受入数の拡充を図ることとしています。

(2)市立幼児教育・保育施設の現況

区分	施設名	構造※	建築年	延床面積	児童数(R3)		耐震基準	耐震補強
					定員	在籍		
保育所	福王台保育所	木造	S51	988	120	115	旧	済
	久保田保育所	木造	S52	997	120	104	旧	済
	根形保育所	S	S58	1,145	120	88	新	ー
	平川保育所	RC	H6	951	90	71	新	ー
	吉野田保育所	木造	S51	943	90	71	旧	未
幼稚園	中川幼稚園	S	S53	984	210	84	旧	済

※保育所の在籍児童数は4月1日、幼稚園は5月1日現在

※構造のうち、Sは鉄骨造、RCは鉄筋コンクリート造

- 市立の幼児教育・保育施設は、平成6年に建替えた平川保育所を除き昭和50年代に建築されており、建築から約40年が経過しています。
- 昭和56年の耐震基準改正より前に建造された施設のうち、福王台保育所・久保田保育所・中川幼稚園は耐震改修を行っています。
- 吉野田保育所については、平成29年8月に建物調査を行った結果、構造上大きな問題は見受けられませんでしたが、全体に経年相応の劣化がありました。

(3)保育施設の整備等に係る市の費用負担について

平成16年の三位一体改革により、公立保育所の整備・運営に関する費用は一般財源化されましたが、本市は普通交付税不交付団体であるため、新たに国から財源が充てられておらず、市立保育所の整備・運営費用については、従前の補助金制度と異なり、全額を市が負担しなければなりません。

①保育施設の整備に関する費用負担

- 民間事業者が私立保育施設を整備する場合には、整備費用について国から1／2・市から1／4相当額の補助金が交付され、老朽化した私立保育施設を改修する場合も、同様に国と市から補助金が交付されます。

- 本市が市立保育施設を整備する場合や、改修する場合は全額市の負担となります。公設民営（指定管理等）の場合も同様の扱いとなります。

施設整備（認可保育所等）に関する費用負担

※現在、国の施策として、一定の基準を満たすと国の負担割合がかさ上げされ、国２／３・市１／１２の負担となります。

②保育所の運営に関する費用負担

- 保育に通常要する費用を基に算定された公定価格から、利用者負担（保育料）を控除した額である施設型給付は、私立認可保育所の場合、国が1／2・県が1／4・市が1／4を負担することとなっています。公立保育所については普通交付税で措置されていますが、本市は普通交付税不交付団体であるため、全額市負担となります。

- 認可保育所の保育料は、公立も私立も保護者の収入等に基づき同一基準で算定されています。令和元年10月より、3歳以上及び住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料が無償化されましたが、無償化に係る費用負担についても、私立認可保育所については国や県の負担がある一方、市立保育所は全額市の負担となっています。

保育所運営（認可保育所等）に関する費用負担

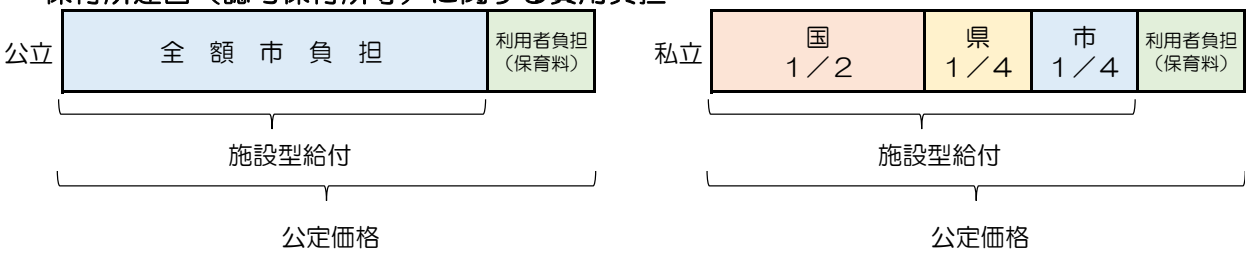

(4)幼児教育施設の整備等に係る市の費用負担について

- 公立幼稚園の整備費について、老朽化による改築等は条件付きで国庫補助制度が適用されるものの、新増築については基本的に市負担となります。
- 公立幼稚園の運営費は普通交付税で措置されていますが、本市は普通交付税不交付団体であるため、全額市負担となります。
- 私学助成幼稚園の運営費は、保育料と県からの私学助成補助金(在籍児童数や定員等に基づき算出)により賄われています。

(5)袖ケ浦市の財政動向

- 高齢化の進展や子育て施策の充実により、扶助費などの社会保障関係費が増加を続けているほか、袖ケ浦駅舎整備などの大規模公共事業を実施した結果、市債現在高も増加しています。
- 財政調整基金については、令和元年の台風災害対応に伴い減少しています。

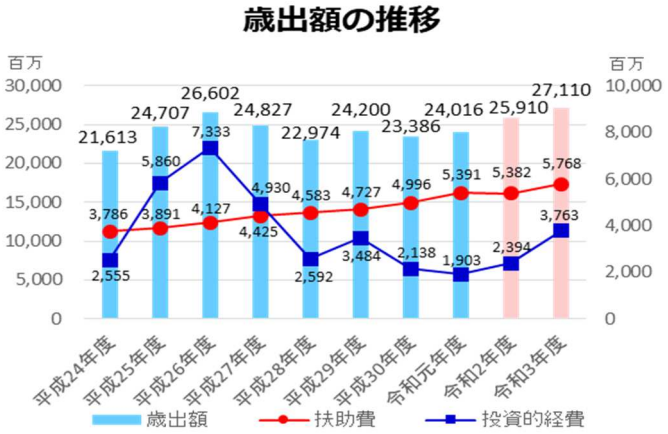

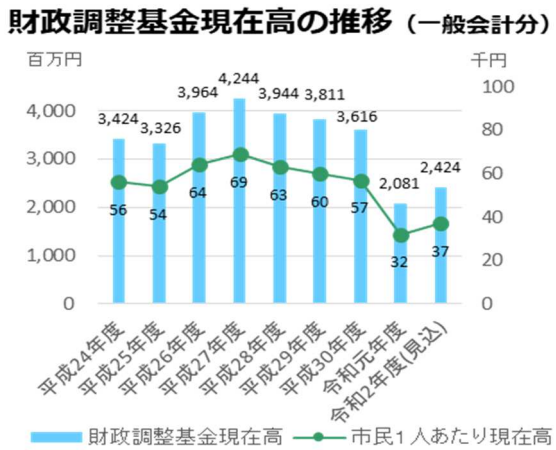

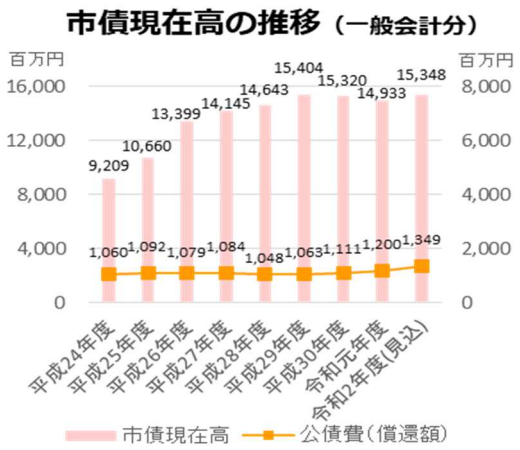

6. 幼児教育・保育施設に関する課題

これまで述べてきた本市の幼児教育・保育に関する現状及び今後の見通しを踏まえ、幼児教育・保育施設に関する課題を取りまとめました。

なお、昭和地区・長浦地区の臨海部と、根形・平川地区の内陸部では、地理的特性や人口構成、ニーズの違いが存在するため、市全体の課題と、臨海部及び内陸部の課題を区分しています。

(1)市立幼児教育・保育施設における共通の課題

- 少子化の進行、子育て世代の核家族化や共働き世帯の増加や、就労形態が多様化する中で、従前の幼稚園・保育所の枠組みでなく、保護者の就労形態にかかわらず子どもが幼児教育・保育の機会を得られる幼保連携を推進し、保護者の選択肢を広げ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが重要となっています。

- 平成30年4月に改訂された国の保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、「幼児期に育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通に示されたことにより、小学校への円滑な接続に向け、就学前施設の区分なく幼児期に期待する姿の実現が求められています。

- 本市では従前から私立幼稚園・保育園が幼児教育・保育の一翼を担ってきたほか、近年では保育需要の急増に対応するため、私立保育園・認定こども園等の整備を推進しています。今後、長期的なスパンで保育需要が減少する局面となった場合の対応について考慮する必要があります。

- 幼児教育・保育を担う人材が全国的に不足しており、市立の幼稚園・保育所においても例外ではなくなっていることから、効率的な運営が必要となっています。

- 市立の幼保施設は老朽化が進行し、近年に建設した私立認定こども園や私立保育施設と比較すると、設備など機能面での格差が大きくなっています。また、整備にあたり、本市の場合は、国や県からの財源が見込めないことから、効果的な施設マネジメントが重要となっています。

（2）臨海部（昭和地区・長浦地区）における課題

- 袖ケ浦駅海側地区をはじめとした宅地開発により子育て世代が増加し、特に保育ニーズが急増していることから、待機児童解消に向けた新たな保育施設の整備が急務となっています。

- 新たに整備された保育施設が昭和地区（特に袖ケ浦駅海側地区）に集中しているため、今後保育ニーズが減少した場合には、私立幼保施設との調整が必要となります。

- 市が行っている「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、日常的又は緊急時に子どもを見ることができる親族や友人がいない割合が内陸部と比較して多くなっています。

（3）内陸部（根形地区・平川地区）における課題

- 地区の総人口は減少が続いているものの、父母ともにフルタイム勤務である保護者が多く、幼保施設の利用割合が高くなっていますが、地域に多様なサービスを提供できる幼保施設が少ないため、就労形態に応じたニーズに対応する必要があります。

- 吉野田保育所は市立幼保施設で最も建設が古く、施設の老朽化が進んでいることから、早期に対策を講じる必要があります。

- 内陸部ではすべての幼保施設で定員を下回っており、将来的な人口動向を見据えた適正な施設のあり方を検討する必要があります。

- 子育て中の親子が身近な場所で気軽に集まって相談や交流ができる「子育て支援センター」について、臨海部では市立の「そでがうらこども館」のほか、私立保育園に併設されたセンターが存在しますが、内陸部には常設の子育て支援センターがないことから、地域に居住しながらの子育てに影響を及ぼしています。

7. 市立幼児教育・保育施設の基本的な考え方

市立幼保施設の今後のあり方について検討するにあたり、これまでの現状や課題などから、本市における今後の幼児教育・保育施設に関する基本的な考え方を以下のとおり取りまとめます。

(1)幼児期における教育・保育環境の向上

- 乳児期における情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、教育・保育の安定的な提供を図ります。
- 平成30年の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」改正により、乳児期の保育に関する「保育に関するねらい及び内容」が、また、幼児期の教育・保育に関する「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が統一されたことから、幼児教育・保育施設の区分なく、小学校教育との円滑な接続を目指します。
- 配慮を必要とする児童の対応においても、集団生活を通して同じ場で学び育つインクルーシブ(包含的)教育の実践を目指します。
- 現在、私立幼保施設では、各施設の特色に基づく多様な幼児教育・保育の実施のほか、ニーズに応じた一時保育や病児保育、休日保育などのサービスの提供、ICTの活用などの先進的な取組が行われていることから、引き続きこれらのサービスを活用し、保育環境の向上を図ります。
- 市立幼児教育・保育施設の多くは昭和 50 年代に建築された施設であり、近い将来に改築が必要となるため、施設整備にあたっては効果的なマネジメントの観点から、多様な手法の検討を図ります。

幼児教育・保育施設の区分なく、未来を担う子どもたちが、等しく質の高い教育・保育を受けることができることを目指し、多様な手法による幼児教育・保育環境の向上を図ります。

(2)幼児教育・保育ニーズの変化への対応

- 全国的な少子高齢化に伴う人口減少社会において、本市では臨海部における転入者の増加により人口が増加していますが、すでに内陸部では減少傾向が続いており、10～20年後には総人口も減少に転じると推計されています。一方で、核家族化の進展や共働き世帯の増加により、当分の間は保育ニーズが増加するものと推計されます。

- 保育ニーズ増加への対応として、市は民間事業者による保育施設の整備を支援しており、多くの児童が私立保育施設を利用していることから、将来、ニーズ量が減少した場合は、民間事業者の事業継続を支援しつつ、市立保育所が調整機能を担うことで、ニーズ変化への対応を図ります。

- 子育て世帯の就労形態の変化や、幼児教育・保育の無償化により、幼稚園における3歳からの就園希望が増えるとともに、幼稚園と保育所の機能と特徴を併せ持つ認定こども園への就園希望は、今後さらに増加することが想定されます。

- ニーズ変化への早期かつ柔軟な対応にあたっては、施設整備及び運営に国や県の財源が見込める民間活力を積極的に導入することとします。

↓

市立保育所は地区ごとに整備されていますが、今後は長期的かつ地域別の保育ニーズの動向を踏まえ、民間活力を積極的に導入しながら、市内全域の視点に基づいた幼保施設の配置を目指します。

（3）多様な子育て支援と将来のまちづくりへの対応

- 平成27年4月より、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるとともに、社会全体で子どもの育ち、子育てを支える「子ども・子育て支援新制度」が開始されたことから、市が中心となって、必要とするすべての家庭が利用できる子育て支援を目指します。

- 身近な地域で子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る「地域子育て支援事業」の拡充を図るため、幼保施設における地域の子育て支援事業の一体的実施を推進します。

- 少子化対策を推進するため、令和元年10月の保育無償化など、子育て世帯の負担軽減が図られてきましたが、今後も更に子どもを産み育てやすい環境の構築を目指します。

幼児教育を含む子育て支援の充実は、子育て世代にとって重要な要素であり、現在の子育て世代が本市に住み続けるだけでなく、さらにその次の世代も本市に住んでいただくことが市の持続的発展の基本であることから、将来のまちづくりに向けた幼児教育・保育施設の充実を図ります。

8. 市立幼児教育・保育施設のあり方に関する方針

本市では、特色ある子育て・教育の充実を推進するとともに、近年、保育ニーズの増加・多様化に対して、民間事業者による保育園及び認定こども園の整備を推進してきたところです。

今後も、次代を担う子どもたちの健全育成に必要な幼児教育・保育サービスを持続的に提供し、将来のまちの発展に寄与するため、社会環境とともに変化するニーズに対応しつつ、多様な手法による教育・保育環境の向上を目指して、市内全域の視点に立ちながら、地域を定めて市立の幼児教育・保育施設に関する配置等の計画を策定することとします。

また、具体的な計画の策定にあたっては、多様な幼児教育・保育の実施や施設マネジメントの観点から、民間活力を積極的に導入することを基本とし、等しく質の高い教育・保育を受けることができるだけでなく、特別な配慮を必要とする子どもが同じ場で学び育つインクルーシブな幼児教育・保育の場の提供や、地域における子育て環境の向上を図ります。

なお、地域ごとの計画策定については、幼児教育・保育施設の連携や、子育て支援センターの早期整備などを推進するため、平川地区から実施することとします。